

第 36 回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年6月30日(火) 午前9時～午前9時32分
2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2
3. 出席委員 13名
会長 15番 重村 耕一郎
会長代理 1番 梶 重明
委員 2番 福島 昌信 9番 神掛 ちず子
4番 園山 秀国 10番 中尾 隆
5番 高橋 慶生 11番 竹ノ内 春則
6番 前田 格男 12番 興邊 雄次
7番 清水 隆一 13番 上水流 政俊
8番 萩原 とよ子 14番 山口 華
4. 欠席委員 15番 重村 耕一郎
5. 議事日程
 - (1) 開 会
 - (2) 議事日程について
 - (3) 議事録署名委員の指名について
 - (4) 会期の決定について
 - (5) 事務局報告
 - ① 合意解約申出書 (1 件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (3 件)
 - (6) 付議事件及び順序について
 - 日程第1 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について (議案 1 件)
 - 日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について (議案 1 件)
 - 日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について (議案 1 件)
 - 日程第4 農地法第5条の規定による許可申請について (議案 1 件)
 - 日程第5 非農地証明願の申請審議について (議案 1 件)
 - 日程第6 地域計画の変更に対する意見決定について (議案 1 件)
 - (7) その他農政一般事項
 - (8) 閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 農地係長兼管理調整係長
主 査 事務補助員

事務局 本日は、重村会長が所用により欠席のため、梶会長代理に議長をお願いいたします。

議長 ただ今から、第 36 回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。

議長 本日は、重村会長 が所要のため出席できない旨の申し出がありました。

議長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議長 議事録署名委員を指名します。会議規則第 23 条第 2 項の規定により、本日の議事録署名委員は、11 番竹ノ内委員と 12 番興邊委員を指名します。

議長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日 1 日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

議長 次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が 1 件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 1 ページになります。①合意解約申出書 1 件です。番号 1。貸人、湧水町木場 ○○○○。借人、湧水町木場 ○○○○。土地の所在 木場字上佐牟田○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和 5 年 3 月 27 日から令和 10 年 3 月 31 日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和 8 年 6 月 10 日。以上です。

議長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 ご質問ご意見等が無ければ、以上で合意解約申出書 を終わります。

議長 次に、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書が 3 件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 2 ページです。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書が 3 件です。番号 1。権利取得者、湧水町木場 ○○○○。権利取得日、令和 6 年 12 月 12 日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、北方字京田○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外 15 筆 計 16 筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号 2。権利取得者、湧水町田尾原 ○○○○。権利取得日、令和 8 年 4 月 17 日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、北方字古川○○ 地目は田 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号 3。権利取得者、湧水町稲葉崎 ○

〇〇〇。権利取得日、令和8年5月7日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、稲葉崎字通山〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

議 長

(なしの声)

議 長

ご質問ご意見等が無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議 長

以上で、事務局報告を終わります。

議 長

次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第484号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を議題とします。利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事 務 局

3ページです。日程第1 議案第484号。農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について。(1)利用権設定。整理番号1号から整理番号3号です。下の地区別集計表をご覧くださいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田が4,522㎡、畑が2,878㎡、計7,400㎡です。次に4ページをご覧ください。総括表です。こちらでも合計だけ申し上げます。賃貸借分の田が4,522㎡、畑が2,878㎡、合計7,400㎡です。なお、利用権設定の詳細は5ページに記載してありますので、ご確認ください。以上です。

議 長

それでは、利用権設定の整理番号1号から整理番号3号を審査します。整理番号1号から整理番号3号の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号から整理番号3号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。整理番号1号から整理番号3号については、承認することに決定しました。

議 長

次に、所有権移転の審査をおこないます。整理番号4号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

3ページです。(2)所有権移転です。地区別集計表の真ん中ご覧ください。合計だけ申し上げます。畑が〇〇㎡です。続きまして、7ページをご覧ください。議案第484号。農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計

画の承認について。(2) 所有権移転です。整理番号4号。土地の所在 木場字上佐牟田〇〇 地目は畑 農振内 面積が〇〇㎡です。渡人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は、〇〇㎡です。利用目的は飼料作物。売買価格は〇〇万円です。なお、地域振興公社の買い入れ予定日は令和8年9月1日, 売渡予定日は令和8年10月1日となります。受人は認定農業者です。以上です。

議 長 それでは、整理番号4号について審査します。整理番号4号については、現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。

10 番 10番中尾が報告します。農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認に係る議案第484号, 整理番号4号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号4号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号4号につきましては、承認相当と認め承認することに決定しました。

議 長 以上で、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を終わります。

議 長 日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。議案第485号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 8ページです。日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について。議案第485号。権利、賃借権設定。土地の所在、木場字大坪〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 他1筆 計2筆 合計面積は〇〇㎡です。貸人、鹿児島市田上 〇〇〇〇。借人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数3。申請事由は規模拡大 賃借期間は5年で、

賃借料は年間で〇〇〇〇円です。以上です。

議 長

農地法第3条の許可区分は、湧水町農業委員会です。

議 長

議案第485号を審議します。議案第485号に係る状況につきましては、事務局より報告をお願いします。

事 務 局

農地法第3条に係る議案第485号の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の4ページから6ページをご参照ください。申請地は、令和7年度現地調査結果において、適正に肥培管理されている農地と判断されております。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長

ただ今の事務局の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ご質問ご意見等なければ、議案第485号は事務局の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。議案第485号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長

以上で、農地法第3条の規定による許可申請について を終わります。

議 長

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。議案第486号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局

9ページです。日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について。議案第486号。土地の所在、北方字内ノ原〇〇。地目は田、現況地目は宅地、農振外 面積は〇〇㎡です。農地区分は第2種で地域計画外です。申請人、湧水町田尾原 〇〇〇〇。形態・用途は車庫・倉庫への転用です。申請事由は、申請地に農業用機械倉庫及び車庫として利用したいためです。添付資料は位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書、始末書等がありました。以上です。

議 長

農地法第4条の許可区分は、湧水町農業委員会です。

議 長

議案第486号を審議します。議案第486号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

5 番

5番高橋が報告します。農地法第4条に係る議案第486号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の7ページから12ページをご参照ください。周囲の状況は、北は宅地、東は道路、南は道路、西は宅地です。一般基準の他法令関係について

は、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書、始末書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 486 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 486 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第 4 条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題とします。議案第 487 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 10 ページです。日程第 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について。議案第 487 号。権利、地上権設定。土地の所在、鶴丸字頭無し〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡です。農地区分は第 2 種で地域計画内です。貸人、宮崎県宮崎市 〇〇〇〇。借人、京都市伏見区 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。形態は 30 年間の賃貸借で、用途施設は太陽光発電施設です。設置面積は〇〇㎡に太陽光パネル〇〇枚を設置するものです。申請事由は、申請地を借り受け、太陽光発電施設を建設したいためです。添付書類として位置図・配置図・事業計画書・被害防除計画書及び誓約書、ガイドライン等がありました。賃借料は年間で〇〇万円です。以上です。

議 長 農地法第 5 条の許可区分は、湧水町農業委員会です。

議 長 議案第 487 号を審議します。議案第 487 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

2 番 2 番福島が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 487 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 13 ページから 18 ページをご参照ください。周囲の状況は、北は道路、東は畑、南は山林、西は道路です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書、ガイドライン等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関

する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 487 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。ただし、地域計画内の農地のため保留とし、地域計画除外決定後に、その許可を会長に一任することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 487 号につきましては保留とし、地域計画除外決定後に、その許可を会長に一任することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第 5 条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第 5 非農地証明願の申請審議についてを議題とします。議案第 488 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 11 ページです。日程第 5 非農地証明願の申請審議について。議案第 488 号。願出人、湧水町北方 ○○○○。土地の所在、北方字堀山○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、昭和 40 年頃、農地法の許可を得ず植林したため山林化した。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条の第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 9 号です。以上です。

議 長 議案第 488 号を審議します。議案第 488 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

8 番 8 番萩原が報告します。非農地証明願いに係る議案第 488 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 19 ページから 22 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は、昭和 45 年頃、農地法の許可を得ず植林したため山林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 9 号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

10 番 10 番中尾です。先ほど現地調査の報告では、昭和 45 年と言われましたが、資料では昭和 40 年頃と記載してありますが、どちらが正しいのですか。

事務局 昭和 40 年頃が正しい表記となります。よろしくお願いします。

議長 ただ今の説明でよろしいですか。

10 番 わかりました。

議長 他に、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 488 号については調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます議案第 488 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議長 以上で、非農地証明願の申請審議についてを終わります。

議長 次に、日程第 6 地域計画の変更に対する意見決定についてを議題とします。町長から意見を求められています。議案第 489 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 12 ページです。日程第 6 域計画の変更に対する意見決定について。議案第 489 号です。今回の地域計画の変更は、鶴丸地区です。鶴丸地区については、太陽光発電施設への転用を目的とするものが 1 件で 1 筆あり、面積は〇〇㎡です。次に議案参考資料の 23 ページから 24 ページをご覧くださいと思います。湧水町の地域計画は、区域内の農用地等の面積設定の最小単位が 1 ヘクタールで設定されております。表の中で、番号 9 の鶴丸地区については、計画の変更はあったものの、地域計画における面積の変更はありませんでした。町全体では、端数処理の関係上、全体で 1 ヘクタールの減少となっております。また、現地調査につきましては、農地転用申請と同時に確認済みです。以上です。

議長 それでは、議案第 489 号を審議します。ただいまの事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第 489 号は事務局の報告は、地域計画の変更について 変更 やむを得ないということです。地域計画の変更について 変更 やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 489 号につきましては、地域計画の変更について 変更 やむを得ないと認め、町長に回答することに決定しました。

議 長 以上で、地域計画の変更に対する意見決定について を終わります。

議 長 次に、その他農政一般事項について、皆様方から何かございませんか。
(なしの声あり)

議 長 なければ、その他農政一般事項について を終わります。

議 長 以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第
36 回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前 9 時 32 分

議 長

1 1 番

1 2 番
